# 第9回 国と地方のシステムWG ご説明資料



平成29年11月10日 内閣官房番号制度推進室 内閣府大臣官房番号制度担当室

#### マイナンバー制度の情報連携やマイナポータルの本格運用について

#### 1. 情報連携

- 〇各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。
- 〇本年7月から試行運用を実施、11月13日(月)から本格運用開始
- 〇対象機関数 5,216機関
- 〇11月13日から本格運用可能な事務手続数 853手続(主な事務手続は<u>別添資料</u>のとおり)
  - ※ 事務によっては情報連携の対象外の情報の確認ため、引き続き提出が必要な添付書類がある(例:戸籍謄本等)。
  - ※ 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認して頂く必要がある。

#### 2. マイナポータル

- 〇インターネットを通じて①情報連携のやりとり履歴、②情報連携対象の自己情報、③行政機関からのお知らせを確認でき、④全国の市区町村の子育て関係の手続を検索、比較、申請できるサービス(子育てワンストップサービス)等を提供。
- 〇10月 7日から順次、子育て関係手続の署名付き電子申請が可能
  - ※対応予定市区町村数(平成29年10月18日時点)
    - ・平成29年度:1.075団体(人口カバー率 64.9%)・平成30年度以降:1.518団体(人口カバー率 95.6%)
- ○10月27日から、パソコンから概ね1分以内でのログイン環境設定が可能
- ○11月 7日からSNSとの連携開始
  - ※ SNSで子育てに関する行政サービスを検索し、そこからマイナポータルに移動して、電子申請が利用可能。
- 〇11月13日から情報連携の本格運用開始に伴い、電子申請時に住民票・課税証明書等の省略が可能
- 〇11月末頃にはマイナンバーカード読取対応Androidスマホからのログインが可能となる予定

#### マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

別添資料

〔 平成29年11月13日時点(未定稿)〕

申請先

都道府県・市町村

市町村

市町村

市町村

都道府県・市町村

申請項目

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

障害者・児に対する医療費助成の申請

(障害者総合支援法)

被保険者証交付の申請

(介護保険法)

(介護保険法)

(公営住宅法)

保険料の減免申請

公営住宅の入居の申請

特別児童扶養手当の支給の申請

保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定 の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	児童扶養手当証書	(刊が元重が長丁当寺の大和に関する広伴)		課税証明
		特別児童扶養手当証書			住民票
		課税証明書※1	障害児通所支援・入所支援の申請 (児童福祉法)	都道府県・市町村	課税証明
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書			生活保護
		住民票※1			住民票
奨学金の申請	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	課税証明
(独立行政法人口大学化支授继续法)					

省略可能な書類の例

生活保護受給証明書

雇用保険受給資格者証

特別児童扶養手当証書

生活保護受給証明書

雇用保険受給資格者証

児童扶養手当証書

児童扶養手当証書

住民票

住民票

課税証明書

課税証明書

課税証明書

申請先

ハローワーク

都道府県•市町村

保護の実施機関(都

道府県・市等)

市町村

申請項目

(独立行政法人日本学生支援機構法)

ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

介護休業給付金の支給の申請

(雇用保険法)

児童扶養手当の申請

(児童扶養手当法)

生活保護の申請

(生活保護法)

## 省略可能な書類の例 住民票

明書

明書

**養受給証明書** 明書

生活保護受給証明書 住民票 課税証明書

生活保護受給証明書

特別児童扶養手当証書

健康保険証※2

住民票

住民票

課税証明書

生活保護受給証明書 課税証明書 生活保護受給証明書

#### 特別児童扶養手当証書 ※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。 ※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き健康保険証が必要になります。 (注 )個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

#### マイナポータルのメインメニュー

#### マイナポータルにログインすることで、平成29年7月以降様々なサービスが利用可能となっています。

#### A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士が やりとりした履歴を確認することが できます。

#### 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの 個人情報を検索して確認することが できます。

#### こ お知らせ

行政機関等から配信される お知らせを受信することが できます。



#### 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

## サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索や オンライン申請(子育てワンストッ プサービス)ができます。

#### 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせから ネットバンキング (ペイジー) や クレジットカードでの公金決済が可能 となります。

#### もっとつながる (外部サイト連携)

G

外部サイトを登録することで、 マイナポータルから外部サイトへの ログインが可能となります。

#### 子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

(H29.11.2時点)

▲=添付が必要な書類 ○=省略可能な書類 ※=年金機構の情報連携開始以降、省略可能となる書類

		省略可能となる時期			
手続名	書類名	試行運用時		<b>重用後</b>	
		(H29年7月18日~)	(H29年11月13日~)	(H30年7月~)	
	住民票	<b>A</b>	0	0	
	生活保護受給証明書	<b>A</b>	0	0	
	児童扶養手当証書	<b>A</b>	0	0	
	特別児童扶養手当証書	<b>A</b>	0	0	
	障害者手帳	<b>A</b>	<b>A</b>	0	
保育の支給認定申請書	障害者自立支援給付受給者証	<b>A</b>	0	0	
I	障害児入所支援給付受給者証	<b>A</b>	0	0	
	障害児通所支援給付受給者証	<b>A</b>	0	0	
	中国残留邦人等支援給付受給者証	<b>A</b>	О	0	
	課税証明書	<b>A</b>	<b>A</b>	0	
	障害基礎年金受給証明書	<b>A</b>	*	*	
保育施設等の現況届	課税証明書	提出時期が9月頃の為 該当なし	<b>A</b>	0	
児童手当の受給資格・額に ついての認定の請求	課税証明書	<b>A</b>	0	0	
	住民票	<b>A</b>	<b>A</b>	0	
	健康保険証・年金加入証明書	<b>A</b>	*	*	
児童手当の額の改定の 請求及び届出	住民票	<b>A</b>	<b>A</b>	0	
児童手当の住所変更等の届出	住民票	<b>A</b>	<b>A</b>	0	
児童手当の現況届	課税証明書	HILLING HILLIAN	(H30.6)	0	
	住民票	提出時期が6月頃の為 該当なし	(H30.6)	0	
	健康保険証・年金加入証明書		(H30.6) <u></u>	*	
児童扶養手当の現況届	住民票	<b>A</b>	提出時期が7月頃の為	0	
元里沃食ナヨの坑バ油	課税証明書	<b>A</b>	該当なし	0	

#### 子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)の対応状況

#### インターネットで手続の検索・比較が可能(一部は様式の印刷まで可能)

(H29.10.30時点)

	児童手当	保育	児童扶養手当	母子保健	
市区町村数 (人口 カバー率)		延べ1,507団体(95.1%)			
	1,497団体	1,467団体	1,428団体	1,458団体	
	(93.9%)	(92.0%)	(91.2%)	(91.9%)	

#### H29.10月~電子申請を行うことが可能

(H29.10.18時点)

市区町村数	児童手当	保育	児童扶養手当	母子保健
(人口 カバー率)	H29年度中~: 延べ1,075団体(64.9%)(予定)			
757 \ -1	H30年度以降~: 延べ1,518団体(95.6%)(予定)			
H29年度中	1,058団体	957団体	649団体	900団体
~	(62.8%)	(51.4%)	(28.2%)	(45.7%)

<sup>※</sup> 子育てワンストップサービスに係る市区町村対応状況確認結果集計値(n=1,663)

※ 未回答団体:78団体

<sup>※</sup> 各自治体の対応状況は子育てワンストップサービス(ぴったりサービス)トップページにて確認可

#### マイナンバーの利用範囲の拡大等について

#### マイナンバー法

「公開情報への法人番号の併記について | 策定(2015年3月各府省

情報化統括責任者(CIO)連絡会議)

「法人インフォメーション」の検討・構築

附則第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

#### 未来投資戦略2017 (平成29年6月9日閣議決定)(抄) 中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」④ 2013年度~2016年度 2018年度 2019年度 2020年度~ 2017年度 KPI 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 <マイナンバー等の利活用拡大> マイナンバー制度の導入、社会保障・税分野等に おける業務改革の推進 平成31年诵常国会への マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討 預貯金付番等を可能とするマイナンバー法等改正 関連法案の提出を念頭に、 法の成立(2015年9月) (戸籍事務・旅券・在外邦人の情報管理、証券分野等において公共性の高い業務) マイナンバーカードの公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等に関する検討 戸籍事務、 マイナンバーカードと国家公務員身分証一体化 マイナンバーカードのキャッシュカード等としての利用に向けた検討・実現 旅券事務、 マイナンバーカードの利便性向上策について検討し、可能なものから順次実現(旧姓併記等の券面記載事) 項の充実、海外における継続利用等) 在外邦人の情報管理、 マイナンバーカードの読み取り対応スマートフォン スマートフォンを活用した 規制・行政手続・丁化の マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応 の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進し、 読み取り申請開始 したスマートフォンが発売され、また スマートフォンへのダウンロード 公的個人認証機能のスマートフォンへのダウン 証券分野等 スマートフォンへの利用者証明機能 ロードのための実施体制などの運用面及び法制度の検討を実施 ダウンロードの実現 の公共性の高い業務について、 自動車検査登録事務 全都道府県共同利用シス 提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施 テム構築 マイナンバーカードを健康保険証として利用 政府内で検討中。 各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、 その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現 体的 ワンストップサービス/ブッシュ型サービスや本人確認に係る官民連携等に関する検討 電子私書箱構築のための官民連携した仕組みの検討 マイナポータルの 推進4 電子行政手続への多様なアクセス手段の確保 本格運用開始 マイナポータルの順次利用開始 マイナンバーカード1枚で新たな魅力的な生活モデルを提供 マイキーブラットフォームの 地域経済応援ポイントの導入により、商店街をはじめとする地域の 運用 検討·横築 マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化を順次開始 マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発 方公共団体での利用可能化 公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度整備の具体 公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実 化、制度の利用開始 理に向け、2017年通常国会に法案を提出(2017年3月) テレビなど多様なアクセス手段の確保

政府が法人情報を公開する際、順次、法人番号を併記

「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充

#### マイナンバー制度の利用範囲の検討状況について

#### マイナンバーの利用範囲拡大

- 〇平成25年5月、法制定時のマイナンバー法別表第一に規定されたマイナンバー利用事務は 95項目
  - ⇒日本年金機構の年金事務を除き、平成28年1月1日より利用開始
- 〇平成27年9月成立の改正マイナンバー法において、預貯金付番関連など4項目が追加
- 〇国民健康保険法、難病の患者に対する医療等に関する法律など他法改正に伴う増減があり、 現時点での利用事務は106項目
- 〇現在、「3年後見直し」の改正マイナンバー法案を平成31年通常国会に提出すべく、各府 省で検討中
  - •戸籍事務

平成29年8月まで法務省の有識者会議で検討、現在、マイナンバー制度導入ための戸籍法改正を行うため法制審議会において、調査・審議中

- ·旅券事務等
  - 旅券事務でのマイナンバーの利用について関係省庁と協議・検討中。その他の領事事務については、在 留邦人へ付番された場合の利用の効果等について検討中
- ・証券保管振替業務 マイナンバー利用事務とすることの要否も含めて検討中
- ・外国人留学生資格外労働時間管理業務マイナンバー制度を活用した外国人留学生の資格外活動の管理強化を検討中

## 参考資料

## マイナンバーの利用範囲

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 年金分 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金 である給付の支給に関する事務 野 〇確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 労働 ⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 〇雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 社 分 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 野 会保障分野 ⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等 低所得者対策の事務等に利用。 福 祉 〇児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 〇母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 医療 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 〇特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 そ 〇生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 の ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 他 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による 分 保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 野 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 税分野 ⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。 災害対策 ⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。 分野

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって<mark>地方公共団体が条例で定める事務</mark>に利用。

別表第一(第9条関係)

等

等

#### マイナンバー制度における「情報連携」

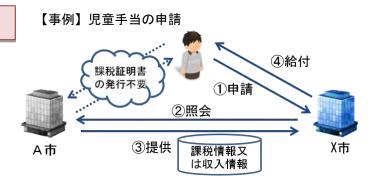
番号法又は地方公共団体の条例若しくは個人情報保護委員会規則に基づき、

別表第二(第19条関係)

情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定列挙。

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
- ⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に!
- 〇児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 〇介護保険料の減免の申請に関する事務 等

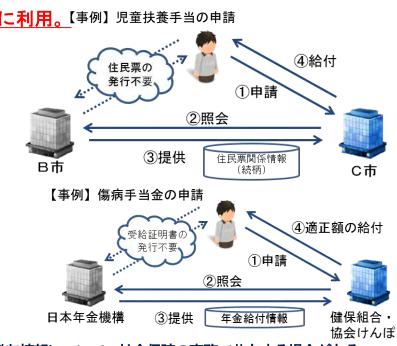


住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

- ⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。【事例】児童扶養手当の申請
- ⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に!
- 〇児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 〇健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

#### 他の社会保障給付に関する情報

- ⇒社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。
- ⇒住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に!
- ○健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 〇労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等



上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合がある。10

#### マイナポータル

平成29年1月16日に一部機能の先行稼動を開始。

平成29年7月18日から試行運用として、マイナポータル・子育てワンストップ サービスの各種機能も利用開始。平成29年11月13日から本格運用開始。

#### 【リリーススケジュール】

稼動スケジュール	主なサービス	概要
平成29年1月16日 一部機能を先行稼動	利用者フォルダ	✓ マイナポータルを利用する際に使用するフォルダ開設機能
	e-Taxとの認証連携 (もっとつながる)	✓ 認証連携を通じてe-Taxとのシームレスな操作を実現する機能
平成29年7月18日 試行運用	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	✓ 情報保有機関にて照会・提供された国民等利用者の情報提供等記録を確認する機能
(情報連携試行運用 開始時期と同時)	自己情報表示 (あなたの情報)	✓ 情報保有機関の保持する特定個人情報を表示する機能
平成29年11月13日 本格運用	お知らせ情報表示	✓ 情報保有機関が国民等利用者向けに個人番号利用事務に関する情報を配信する機能
(情報連携本格運用 開始時期と同時)	子育てワンストップ サービス	✓ ワンストップサービスによって、①自分にぴったりなサービスを 検索して、②自治体にオンラインで申請する機能
	公金決済サービス	✓ マイナポータルのお知らせ通知機能を活用し、ネットバンキング (ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる機能

### 子育てワンストップサービス(マイナポータルの「ぴったりサービス」)

- ・H29.7.18からサービス検索を開始(まずは子育て関連サービスから)。
- ・H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。 利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。







住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力 する作業負担を減らすことができる



自治体からプッシュ型でお知らせ





住民 お知らせをいつでも便利に確認する ことができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

#### マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

★:マイナンバー法の 改正が必要なもの

2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 (H27年)<sub>(10月)</sub> (H28年) (H29年) (H30年) (H31年) (H32年) ▼【2017年7月から】情報連携の試行運用開始 【2016年1月から順次】 ▼【2017年11月13日から】情報連携の本格運用を順次開始 マイナンバーの利用開始 番号の 社会保障分野(失業給付申請、日本年金機構への相談・照会) ・税分野(28年分所得の申告書、法定調書等への記載) マイナンバー 災害対策分野(被災者台帳の作成) ▼【2018年1月から】預貯金口座への付番 知 【★2019年通常国会(目途)に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務 への拡大について検討し法制上の措置 【2016年1月から】 マイナンバーカードの交付 ▼【2016年4月から】国家公務員身分証一元化。地方公共団体・独法・国立大学法人・民間企業の社員証としての利用の検討も促す 交付申 ▼【2016年1月以降順次】各種免許等における公的資格確認機能を持たせることを検討、旧姓併記等の券面記載事項の充実 ▼【2017年以降】民間サービスにおける利用を推進 【 2016年から順次】 マイナンバー 公的個人認証・ICチップの民間開放、地方公共団体による独自利用 受付 カード **▼【2017年9月から**】マイキープラットホーム等運用開始 開 ・地方公共団体発行の各種カードの一元化(図書館カード等) ・自治体ポイントの管理(行政ポイント発行、民間ポイントを自治体ポイントに合算・変換) 【2017年度中】 【2018年度から段階的運用開始】 健康保険証としての利用 医療保険のオンライン資格確認システム整備 【2017年から順次、運用開始】 ▼【2017年1月から】マイナポータルのアカウント開設開始 ▼【2017年7月から】マイナポータルの一部サービスを開始 - 情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧開始 マイナ マイナポータルの構築 子育てワンストップサービスを順次実施 ポータル ▼【2017年秋】マイナポータルの機能改善等 ・PCログインアプリの利用開始 ・スマートフォンでの電子署名の利用開始 ・相続、介護、引越等のライフイベントに関わる手続のワンストップ化を検討